

第 17 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和6年10月28日(月) 午後 2時 00分
閉会日時	同 上 午後 2時 46分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)
出席委員	25名 農業委員 1番 富田 正次郎 2番 杉戸 恵司 3番 山形 啓子 4番 川口 賢一 5番 山形 ちづ代 7番 星野 重彦 8番 山形 栄子 9番 坂本 久美子 10番 星野 昭彦 11番 中島 篤 12番 渡辺 隆司 13番 矢内 鉄男 14番 今泉 芳雄 農地利用最適化推進委員 1番 金子 博一 2番 荻原 完一 3番 武 幸一 4番 木村 聡 5番 大澤 隆 6番 小菅 雄一郎 7番 多和田 圭一 8番 丹羽 康博 9番 中村 耕一郎 10番 齊藤 克代 11番 深澤 憲司 12番 太田 亮一 [遅刻委員] [中座委員] [早退委員]
欠席委員	6番 井田 秋雄
議事参与	5名 事務局長 新井 八寿代 主査 鳥井 貴史 次長 山藤 健二 係長 石原 幸枝 主査 登坂 良男
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 会期決定の件 日程第3 第69号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会処分 2件 第70号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 7件 日程第4 報告第31号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第17回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員13名、推進委員12名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、7番星野重彦委員及び8番山形栄子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第69号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号18番、19番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。営農型太陽光発電の転用許可期間は、3年間でございますので、これを更新するため、3年に一度、許可期間終了前に申請するものとなります。

受付番号18番は、被設定人が設定人の農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

営農下部では賃貸借にて農地所有適格法人がみょうがの栽培を行っていましたが、肥料の散布や土壌の改良などを行ったにもかかわらず生育状況が芳しくないため、にんにくに作物を変更したいとの申し出がありました。作付けは令和6年の9月から10月にかけて行っており、令和7年6月には収穫が見込めるとのことでございます。

受付番号19番は、被設定人が設定人所有の農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

営農下部では使用貸借にて被設定人がブルーベリーの栽培を行っております。

営農状況といたしましては、ブルーベリーが植え付けされており、苗がややまばらでありましたが、剪定や下草等の管理がされておりました。

苗の生育について確認をしたところ、夏場の酷暑等に備えて雑草を生やすなどの工夫をし、ブルーベリーの苗がだめになってしまうのを防いでいるとのことで、2年後にはブルーベリーの収穫を始める見込みとのことでございます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、この件につきまして、10月24日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

3番農業委員 はい。

議長 はい。3番山形啓子委員。

3番農業委員 3番山形です。10月24日に、5番大澤推進委員と事務局2名と一緒に現地調査をして参りました。第69号議案の受付番号18番ですが、場所は山上城跡公園を北上した右側になります。本件は地上権の更新ということで、今年の7月の営農型太陽光施設の現地調査の際に指導をされていた場所ではあったんですが、今回現地を確認させていただきましたら草はきれいになっており、にんにくの苗がきれいに並んで植えられておりましたので、収穫ができることを期待しております。次に受付番号19番ですが、場所は新里支所から出て旧桐生市方面へ向かって宿の交差点を右折し、線路を超えたところを左折して少し先のところになります。本件も受付番号18番と同様の更新であり、7月の現地調査ではおおむね良好な結果だったと思います。今回もきれいに整備されておりまして、高さ1メートルくらいのブルーベリーの木が植えられておりました。初めての更新ということですので、4年目ということで、先ほど事務局の方からも説明がありましたようにあと2年後には収穫が見込まれるということですので、問題はないかと思われます。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

それでは私から一つ確認をさせていただきます。受付番号18番なんですが、これまで栽培をしてきたみょうががうまくできないということで、にんにくに作物を変更するという事なんですが、にんにくについての栽培計画はどうなっているのでしょうか。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 にんにくの栽培計画ですが、栽培自体は今年から行われておりまして、にんにくの苗を植えたのが今年の9月から10月であり、収穫については来年の6月を予定しているそうです。以上です。

議長 はい。みなさんから何かありますか。

11番推進委員 はい。

議長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 11番推進委員深澤です。先ほどにんにくの説明があったんですけども、一般的に考えると植え付け時期が早いんじゃないかと思うんですね。それとにんにくを栽培している法人はどんな会社なのか教えてもらえますか。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 にんにくを栽培している法人はみどり市にある農地所有適格法人となっております。にんにくの作付け時期についてはこちらも情報はないのですが、申請者から出てきた計画によりまして9月から10月にかけて作付けを行ったということで、植え付けされている様子が先日の現地調査で確認が取れております。以上です。

事務局 深澤推進委員、どうでしょうか。

11番推進委員 通常なんですけど、にんにくは9月から10月ではなくては10月から11月にかけて苗を植え、新芽が小さいうちに冬を越させて、春に大きくしていく方法をとるやり方でして、そうでないと土の中で収穫前ににんにくが割れてしまうなどいろいろな問題が出てきてしまうんで、自分は先ほど話したやりかたを教わったわけなんですけれども、提出された計画どおりに栽培するのであればその農地所有適格法人がどこまで知識があるのか分からないのですが、みょうががダメでにんにくに変更するというのですが、みょうががなぜダメでにんにくに変更するのかの理由が分からないというのと、作物ができないからと安易に作物の変更を繰り返されるのも問題だと思うんですがいかがでしょうか。

議長 今11番深澤推進委員が言われていることはもっともだと思うんですが、ここでは作物がどうかの話ではなく、こういう心配がありますよということを経理局から申請者へは伝えていただきたいなということによろしいでしょうか。ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第69号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分

が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第69号議案は許可相当として承認されました。

日程第3 第70号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が7件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号27番、28番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地でございますが、営農型太陽光発電施設の設置の許可制度上の取扱いに沿った一時的な利用を、3年間更新するものであり、許可基準を満たしていると考えます。

受付番号29番、30番、31番、32番、33番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でございますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上27番から33番につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、この件につきまして、10月24日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

5番推進委員

はい。

議長

はい。5番大澤推進委員。

5番推進委員

5番推進委員大澤です。3番山形委員と事務局2名と一緒に現地調査をして参りましたのでご報告いたします。第70号議案の受付番号27番、28番ですが、第69号議案の受付番号18番、19番と内容が重複していますので説明は省略させていただきます。受付番号29番から受付番号33番までですが、黒保根町上田沢にある医光寺という寺の付近にかたまっておりますので、

それを目安に地図を見てもらうと分かりやすいかと思います。まずは受付番号 29 番ですが、場所は医光寺の南西にあたりまして、木が茂っておりまして、あまり広くはないので管理をしてもらえれば問題はないかと思います。受付番号 30 番、31 番、32 番、33 番は申請者が同じなのでまとめて説明させていただきます。場所は医光寺の南にあたりまして、木が生い茂っており太陽光発電設備とするのに問題はないかと思います。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

10番農業委員 はい。

議 長 はい。10番星野昭彦委員。

10番農業委員 10番星野です。受付番号29番が地元の案件となるんですが、今日の午前中に現地を確認しに行ってきました。現地調査に行った方であれば分かると思うんですが、昔ながらの段々畑で、石垣積みの狭い畑です。農業機械が入れるような条件のいいところではありません。かなりの上り坂で、高齢者が耕作するのは大変だなと思えるような場所でした。地元の人に話を聞いたんですが、もみじを植えるのはよいがあまり大きくなることについて気をつけてもらいたいというような話がありました。私も植えたもみじをどのように売るのが分からないのですが、他の場所は現地調査をした方の話したとおりで、太陽光発電施設になるような場所です。特に受付番号30番は木が生い茂っています。確か10年くらい前からこのような状態だったかと思います。以上です。

議 長 はい。今地元の委員から説明がございました。私からも質問をさせていただきたいのですが、受付番号29番について、ここは畑であり、申請書類でいえばここにもみじを植えて山林としたいと。ただ地図を見ると周りに住宅があるというような状況で、もみじがどのくらい大きくなるのか心配だと思われるし、転用後の扱いが山となると木が大きくなっても山だからという主張ができますので、農地ということであれば耕作をするなりで管理をしてもらえと思うのですが、そのところを事務局に説明を求めます。

11番推進委員 はい。同じ案件のことでいいですか。

議 長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 もみじの栽培をするということですが、もみじを販売するという事で考えますともみじを苗木で販売する方法と、もみじの葉っぱを飾り用として販売する方法があると思うんです。どちらにしても管理が必要ですが、今回のケースで地目を山林に変更をする必要はあるのですか。

事務局 はい。

議 長 はい。事務局。

事務局 もみじの販売方法につきましては、こちらで把握しているのはもみじの栽培を行って販売をするということだけとなっております。また、申請地について、果樹を植えるということであれば、果物は作物として扱いますので農地と

ということになります。もみじに関しては農作物にはあたらないため転用という形になっております。また申請者に確認をしましたところ、地域住民からの同意は得られているとのことでしたが、他の委員さんからも話があったように、もみじが大きくなるのが心配だという声があったということなので、事務局からも木が大きくなりすぎないようにしっかりと手入れをしてもらうよう話をしていきたいと思っております。以上です。

12番農業委員 はい。

議 長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 12番渡辺です。受付番号29番について、申請地を買う人が農地を取得できないため農地転用をして買うというようにもとらえられるんですが、計画書はちゃんと提出されているんですか。

事務局 はい。

議 長 はい。事務局。

事務局 計画書については5条の許可申請をしてもらうときには必ずつけていただくものとなっていますので、今回の申請についても提出はされております。計画書によると植えるもみじの本数は約50本となっており、木の高さは90cmから1メートルとなっております。以上です。

12番農業委員 申請地が仮に山のつながりだというのであれば山林に地目変更をするというのも分かるんですが、これだと他の場所でも申請が出てきたときに許可せざるを得ないことになってくるんじゃないかとおもうんですけれどもいかがですか。

事務局 はい。

議 長 はい。事務局。

事務局 現地状況としまして、申請地の背面は山林となっているような場所です。また、先ほど渡辺委員から質問のありました、申請地が農地であるから買うことができないのではないかということにつきましては、申請に必要な書類も提出されておまして、申請内容を確認する限りでは指摘されていることについて断言はできない状況です。以上です。

議 長 手続上はとりあえず5条で転用をしてもみじを植えたいと。先ほど10番星野委員も話していたように、申請地の隣に住宅があるということであるならば承諾書をもって迷惑をかけないということを前提に委員会に審議することができればいいと思うんですけれども、みなさんどんな意見をお持ちでしょうか。今の状況で考えると農地が荒廃していく、あるいは農地を農業委員会で非農地判断をするというようなことをやっているわけですが、周りが山であるとはいえ対象地の隣が宅地であることを踏まえて考えるのは大事だと思います。

10番農業委員 はい。

議 長 はい。10番星野昭彦委員。

10番農業委員 ちょっと耳にしたんですが、この申請地の隣にある家なんですが、ここが空

き家となっていて、この申請者の方がこの家を借りてリフォームして住めるような形にしているらしいんですね。そういうことであれば泊まり込みで管理ができるのではないかなという感じはしますね。

議 長

はい。そういうことで受付番号29番についてはいろいろと心配されるところですが、申請者が現住所の伊勢崎に住んでいるだけではなくて、隣の住宅に住んで管理をやっていくことを前提にみなさんにお諮りをしたいと思います。ほかにありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第70号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が7件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第70号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 報告第31号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

報告第31号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については2件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議 長

続きまして、報告32号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

報告第32号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については8件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議 長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第30号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後2時46分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

7 番

8 番